

南北朝期防長守護覚書（二一）

岩元 修一*

Notes on the Bocho Shugo in the Nanbokuchō Period(2)

Shuichi IWAMOTO*

論文要旨 本論文は、南北朝期防長守護研究の一環として、貞治二年（一三六三）に大内弘世が南朝から北朝へ幕府方へ帰服したことを示すとされる「山田聖栄自記」（『大日本史料』第六編二十五、四三頁）所収の島津「師久訴陳申状」に若干の検討を加えようとするものである。この検討を通して、従来大内弘世の帰服を示すとされてきた同史料については慎重な取り扱いが必要なことなどを再確認した。

一 問題の所在

貞治二年（一三六三）、大内弘世が南朝から北朝へ幕府方へ帰服し幕府方防長守護となったことはよく知られている。「是春、大内弘世、幕府ニ降りテ、九州探題斯波氏経ヲ援ケ、尋デ、周防ニ還ル、仍リテ、氏経、同国府ニ通ル、後、島津師久、援軍ヲ幕府ニ請フ」との綱文を立てた『大日本史料』第六編二十五は、『太平記』（卷三十九）の一本とともに、「舊典類聚」（一）所収の島津「師久訴陳申状」（四三頁）を典拠としていた。ここでは、五味克夫・郡山良光両氏の編になる『鹿児島県史料集VII 薩摩国阿多郡史料 山田聖栄自記』（2）所収の山田家本によって史料を示そう。

〔史料一〕貞治二年五月二日付島津師久「訴陳申状」（山田家本「山田聖栄自記」、五味克夫・郡山良光編『鹿児島県史料集VII 薩摩国阿多郡史料 山田聖栄自記』九四頁、以下の番号・傍線・〔〕は引用者注）

一 師久訴陳申状

豊後合戦并薩州同乱事、度々注進言上仕候処ニ、依路次往覆難儀、不令参着候之条、驚歎不少候、抑為豊州御合力、去々年九月廿六日懸于肥後路令発向候処、（中略）次①豊州合戦之事、②大内介弘世就渡海、③菊池肥後守武元退散之間、御方大慶此堺候之処、④無幾程弘世依歸国、鎮西弥及難儀ニ、管領已周防国府御開之間、則進飛脚候畢、隨而⑤御上洛之由預御返事候、驚存候、急速九州対治被経御沙汰、被差下討手候者所仰候、次雖無勢候、⑥兄弟相共踏兩國、連日致合戦候之条、被下篇直御使、預御檢知候者可然、次分国軍勢等可応師久催促旨被成下御教書、可廻凶徒対籌策候、此旨可有披露候、恐惶謹、

〔治脱力〕

〔言脱〕

（二〇一二年十二月二十一日受理）

* 宇部工業高等専門学校一般科社会教室

貞治二年五月二日

左衛門尉師久

「山田聖栄自記」については、次章で説明を加えよう。

さて、この史料は、貞治二年（一三六三）五月二日付のものであるから、この史料に拠る限り傍線①の合戦、傍線②の幕府方としての大内弘世の渡海、そして傍線④の幕府方大内弘世の帰国などは貞治二年五月二日以前のこととなる。前述の『大日本史料』第六編二十五（四七頁）が（参考）として示した『大内氏実録』を見ると、弘世の項で貞治二年（一三六三）十二月十三日の豊前国柳城合戦に弘世が幕府方として参戦していたことが記されており、この事実は瀬野精一郎氏編の『南北朝遺文九州編』四五二四号貞治三年（一三六四）二月十七日付足利義詮御判御教書写等（3）で確認できる。

したがって、貞治二年（一三六三）の段階で大内弘世が幕府方に転じたことは間違いない。ところが「史料一」を見る限り、傍線②から傍線⑥までの出来事が何年何月頃のことなのか明記されていないために、すべてが同じ年に起ったことなのかどうか、わかりにくくなっているのも事実である。本論文の主な目的は、次の「史料二」を参照しながら「史料一」の内容を再検討しようとするものである。

この作業自体は、いわゆる事実の確定を中心としたものであるが、同時に日本の室町時代を理解する上で重要な役割を果たす守護の活動を明らかにするための基礎的な作業でもあることを明記しておきたい。また、小論で使用した「史料二」の活字史料は後述のように二〇〇五年の出版であることから、それ以前の研究には一定の制約が存在したことをあらかじめ付言しておきたい。

二 「山田聖栄自記」について

ここで「山田聖栄自記」について簡単に整理しておこう。典拠の一つは五味克夫・郡山良光編『鹿児島県史料集 VII 薩摩国阿多郡史料 山田聖栄自記』の「山田聖栄自記」に関する「はしがき」（五味克夫氏執筆、三九〜四二頁）で

ある。それと五味克夫氏の論文「『山田家文書』と『山田聖栄自記』補考」と五味氏の講演記録「川内の中世文書」（4）である。なお、『山田聖栄自記』については近年、覚書・年代記という視点から論じた松菌斎氏の研究（5）がある。

さて、島津氏は南北朝時代、総州家と奥州家に分かれた。総州家（本家）は薩摩国の守護職を得た島津師久の系統、奥州家（庶家）は大隅国の守護職を得た島津氏久の系統をいう。室町時代に入り、両者は対立し総州家は薩摩国から追放される。この総州家の拠点が川内であった。対立の中、総州家が最後に拠点とした城が隈之城であり、そこにいた当時の総州家の当主ではなかったが代表格であった島津忠朝は、奥州家の当主島津久豊の子忠国に攻められ城を明け渡し、総州家に伝来した歴代の古文書・系図類・その他重要なものを奥州家に引き渡した。川内にあった島津家伝来の古文書等は奥州家の手に移ったのである。

奥州家島津氏の当時の本拠地は鹿児島島の清水城であり、総州家の島津忠朝はその後、鹿児島に移り名を道聖と改めた。この道聖のもとに奥州家島津氏に仕えていた島津氏の一族である山田忠尚（聖栄）が通い、島津氏の起り、歴史を聞き出し、それをもとにして山田聖栄が著したのが『山田聖栄自記』である。いわば島津氏の一番古い歴史書といえるものである。

では、諸本の特徴等について整理しておこう。

① 「山田聖栄自記」には実に異本が多い。いくつかの写本が作成され、転写を行い、修補訂正されていった。自筆本の誤りは勿論のこと、伝写の間の誤りも多い。文体、用語等の改変も少なくない。

② 聖栄自記、聖栄記とも呼ばれる山田聖栄自筆の記録である。

③ 山田聖栄は応永五年（一三九三）の生まれ。奥州家島津氏の元久から忠昌まで五代に歴仕し、島津氏一族であり有力家臣の一人。聖栄は法名で俗名は忠尚（ただひさ）。

④ 文明二年（一四七〇）ごろから、自分の見聞したことを若干の感想を交えて書きとめてゆき、文明十四年（一

四八二）、八五才の時には数巻の書となった。自記作成の当初の目的は、子の忠広にその奉公の役に立つよう自己の知識を譲り与えようとしたことにあったという。

⑤ 山田家は、島津氏二代忠時の庶長子忠継に始まる。聖栄は六代目。山田の称は、三代宗久が薩摩国谷山郡山田・上別府村地頭となり代々世襲したことによる。

⑥ 聖栄の父久興は戦功で大隅国小河院市成に所領を得てここを本拠地とし、元禄年間、十五代久福の代に鹿兒島城下士となった。

⑦ 諸本は大きく見ると、A：県庁本（鹿兒島県庁旧蔵本、鹿兒島県立図書館現蔵本、鹿兒島大学附属図書館蔵玉里文庫本もこの系統）、B：山田家本（鹿兒島大学附属図書館所蔵山田家旧蔵三卷本へ「自筆本の可能性もある」、原本の形をもっともよく伝えていられる」とのこと）、鹿兒島県歴史資料センター黎明館現蔵山田家冊子本もこの系統）などに分類できる。

⑧ 前述した東京大学史料編纂所所蔵「舊典類聚」十一は、右のAとBの二系統を併せて収録しているという。以上の整理を通して、「史料一」は写であり誤りも多いことなど、利用に際して注意を要する点を確認できた。それに対して後掲の「史料二」は、文書原本であり同時代の史料であることから、「史料一」と「史料二」の二つの史料を使って同時期の出来事を検討しようとする小論の場合、「史料一」の内容を従、「史料二」の内容を主、として考えることに異論は出ないのではないかと思う。

では、ここで『薩藩旧記二十七』所収「新田宮観樹院文書」について付言しておこう。

松岡久人氏の編になる『南北朝遺文中国四国編』三二二一号として、前掲「史料一」とほぼ同じ内容の史料が収録されており、その出典が「『薩藩旧記二十七』所収「新田宮観樹院文書」と記されているからである。

『薩藩旧記』は『薩藩旧記雑録』ともいうが、原題は「旧記雑録」とのみ記されている薩摩藩の史料を集大成した史料集であり、伊地知季安・季通父子の編になる。

「新田宮観樹院文書」については、日隈正守氏の指摘によ

ると、新田八幡宮の子院である観樹院の文書をいい、内容は宮之城の郷土である土持政博（仙巖）が編んだ祁答院地域の地誌『祁答院（旧）記』（一七二九年・享保十四頃）所収の文書で、祁答院郡司大前氏・祁答院地頭洪谷氏と新田八幡宮との関係にかかわる文書とのことである（6）。

「史料一」と『南北朝遺文中国四国編』三二二一号として収録された史料を比較すると、語句に異同があるけれど全体としてみると大きな問題はなく、両者はほぼ同じ内容と見て良いように思う。ただし、一つだけ気になる点は充所の有無である。「史料一」には充所がないが、『南北朝遺文中国四国編』三二二一号には「探題判官殿」と記されている。実は、小論で「史料一」として示したのは、前述した『山田聖栄自記』のB：山田家本である。これには充所はないが、年月日と差出人に続けて「一師久判官殿御申状、是二書置候畢」と記されている。ここから判断すると、やはりB：山田家本も充所は「判官殿」であったかと推測されるのであるが、A：県庁本をみると「判官殿」という充所があるのである。

以上を要するに、「新田宮観樹院文書」に関わる詳細についてはなお検討の余地を残すけれど、それらは今後の検討課題とし、ここでは『南北朝遺文中国四国編』三二二一号として収録されている史料は、前掲「史料一」とほぼ同じ内容で近世の写であることを確認しておこう。このような理由から、小論では今後の検討の必要性を認めつつ、自筆本の可能性や原本の形をもっともよく伝えていられると思われるもの指摘がある前述した『山田聖栄自記』のB：山田家本によって「史料一」として掲出したものである。

三 門司親尚軍忠状の検討

では、次の「史料二」を確認しよう。

「史料二」貞治三年三月日付門司親尚軍忠状（「門司文書」

『門司文書』北九州市立自然史・歴史博物館編、二〇〇五年、二七〇八頁、へは割書）

⑦下総左近将監親尚同一族相共多年軍功事、言上事舊畢、就中⑧去々年規矩郡仁⑨菊池肥後守手者等數百人構城郭楯籠間、馳向攻申彼城之処、既可令没落之刻、⑩防州大内介為宮方令渡海、後攻仕之間、無力捨一所懸命地、引退橘香椎兩陣加納迄、御合戰致忠節畢、⑪其後去年七月十九日へ子尅取上門司関城、山城要害未無用意之処、同廿一日菊池代官鞍懸中務丞并当関一方若狭守・同庶子等寄来之間、馳向依及散々合戦、寄手数輩被疵引退畢、仍⑫元親相共踏当城、致警固之処、別駕參御方彼城於為力、去十一月令渡海畢、是則親尚忠節專一也、隨而被踏赤陣之処、当関一方若狭守・同庶子等楯籠猿喰城之間、同馳向畢、而⑬当年二月二日別駕思外仁開赤坂之陣、帰国之間、九州依難儀、⑭宗像御大将、少府其外人々多分赤間仁雖有打越、親尚者尚以踏申本陣之処、(中略)⑮無力罷越赤間関畢、(中略)此等子細賜御証判、為備亀鏡、恐々言上如上件、

貞治三年三月 日

(証判)「承了(花押)」

これは、貞治三年(一三六四)三月日付の門司親尚の軍忠状である。年号から親尚が当時、幕府方であったことを確認しておこう。この記事を含む貞治年間の豊前国規矩郡をめぐる合戦に関しては、たとえば『北九州市史 古代・中世』(7)に詳しい。最初に、本論の展開に必要な範囲で内容を整理しておこう。

「史料二」を見ると、「去々年」(傍線⑧)つまり貞治元年(一三六二)に豊前国規矩郡に九州宮方の菊池武光方の勢が侵攻したこと(傍線⑨)、幕府方の門司親尚は彼等を攻撃し、そこへ九州宮方と結ぶ大内弘世が九州へ渡海して来たこと(傍線⑩)、その後、貞治二年(一三六三)に入り確認できるのは「去年七月十九日」(傍線⑪)門司親尚が豊前国門司関城に取り上り、同月二十一日侵攻してきた菊池武光方と合戦に及んだこと、門司親尚が一族と共に門司関城を警固していた時、傍線⑫に見える「別駕」(8)こと大内弘世

が御方に参り、「去十一月」(傍線⑬)つまり貞治二年(一三六三)の十一月に九州へ渡海したこと、「当年二月二日」(傍線⑭)「別駕」(大内弘世)が帰国したので九州は難儀となったことなどが知られる。

四 「史料一」と「史料二」の比較検討

では、「史料二」を参照しながら「史料一」の内容を再検討してみよう。

大内弘世はいづ九州へ渡海したのか

「史料二」によると大内弘世の九州渡海は、「去々年」(傍線⑧)つまり貞治元年(一三六二)の渡海(傍線⑩)とその翌年貞治二年(一三六三)の「去十一月」(傍線⑬)の渡海の二回を確認できる。一方、「史料一」の記す大内弘世の九州渡海(傍線②)は、幕府方と敵対する宮方の菊池方が退散している記述があること(傍線③)から考えて、大内氏は幕府方として渡海したことが明らかであり、現存史料を見る限りこれは「史料二」のいう貞治二年(一三六三)十一月の二回目の渡海に相当することが知られる。

小論では、菊池方の退散という記述に注目すると、大内弘世は幕府方として九州へ渡海したということになることから、この部分について「史料一」と「史料二」は同じ時期の出来事を想定して記述していると考えたい。以下、このことを前提に考えてみよう。

もちろん、大内弘世が幕府方に転じたことが明確となる貞治二年(一三六三)三月から九州渡海を確認できる同年十一月までの間に九州の幕府方を支援する何らかの活動を大内氏が行っていた可能性を否定しているわけではない。ただ、「史料一」を除くと現存する史料からは貞治二年(一三六三)三月から同年十一月までの間に大内氏が九州の幕府方を支援する活動(文書発給を除く)を具体的に確認できないのである。

また、大内弘世は正平十八年(一三六三)八月十日付で長門国の二宮である忌宮神社の二宮大宮司に充てて祈禱を

指示している（『南北朝遺文中国四国編』三二四一号）が、貞治二（一三六三）年九月に入ると北朝年号で二宮大宮司に充てて大内氏奉行人の指示が伝えられている（『南北朝遺文中国四国編』三二四九号）ので、このころには長門国においても大内氏が北朝年号を使用し始めたものと思われる。

すでに幕府方に帰服し周防国では北朝年号を使用しているながら、九州へ渡海する年の八月まで長門国で南朝年号を使用していたのはなぜだろうか。いくつかの理由が考えられるけれど、九州への前進基地は長門国の二宮である忌宮神社のある下関であったはずであるから、ここで大内弘世が南朝年号を使用していたことからすると、その向こうの九州での活動に際して北朝年号を使用するところがあつたのだろうか。言い換えれば、南朝年号を使用している長門国やその向こうに位置する九州で幕府方として活動をおこなうことがあつたのだろうか、ということである。大内弘世が南朝方から幕府方に転じた際、長門国の厚東氏がすぐに幕府方から南朝方に転じたのかどうかについては、長門国における大内方の右のような年号使用の状況から見て慎重な判断が求められるように思う。

さて、そこで問題となるのが、貞治二年（一三六三）十一月のこととして「史料二」で確認できる大内弘世の幕府方としての九州渡海の事実が、貞治二年（一三六三）五月二日付の「史料一」で記述されているという点である。この問題は、「史料一」の記述を正しいと見て、すでに貞治二年（一三六三）五月以前に大内氏が幕府方として九州に渡海していたと考えるべきなのだろうか。この立場に立つと、「史料二」の記述とあわせ、この年、大内氏は少なくとも二回、幕府方として九州へ渡海していったことになる。ところが、この想定に立つと、すでに述べたように貞治二年（一三六三）八月まで大内弘世が長門国で南朝年号を使用していたという事実との整合性をどのように考えるかという新たな問題が生じるのである。

小論では「史料一」と「史料二」の二つの史料で確認できる菊池方退散という出来事は、前述のように同じ時期つまり貞治二年（一三六三）十一月のことを述べていると考えている。あわせて文書原本である「史料二」の記述を重く見て、

右に述べたような新たな問題が生じる「史料一」ではなく、記述の内容に問題のない「史料二」の記述に従うことにしたい。文書の信頼性という点からは、「史料二」が証判を得ている点にも注意できよう。

大内弘世は九州からいつ帰国したのか

「史料二」はそれに続けて、翌年貞治三年（一三六四）二月に大内弘世が帰国し「九州依難儀」（傍線⑬）などと記すけれど、この記述は、「史料一」が傍線⑭で「鎮西弥及難儀」と記す箇所に対応しているとみてよからう。この対応しているという理解が認められるならば、ここからは、「史料二」が貞治三年（一三六四）二月のことと記述する大内弘世の帰国を、貞治二年（一三六三）五月二日付の「史料一」で記述していることをどのように考えるかという問題点を指摘できるのである。

この場合、「史料一」の記述は整合性を欠くことになることから、小論ではこの場合も「史料二」の記述に従うことにしたい。

五 斯波氏経の帰京時期

「史料一」によると、傍線④⑤の斯波氏経の帰京は貞治二年（一三六三）五月二日以前のこととなる。なお、斯波氏経については川添昭二氏の研究（9）に詳しい。

一方、「史料二」を見ると、「宗像御大将、少府」等は、大内弘世の帰国後、長門国赤間関に移動したこと（傍線⑭）がわかるけれど、ここからは斯波氏経の帰京という記事は確認できない。また、貞治四年（一三六五）四月日付門司親尚軍忠状（門司文書、『南北朝遺文中国四国編』三三九一号）を見ると、「史料二」の後半以降の展開について、「雖然大内介依帰国、九州又及難儀之間、当御方長州赤間関御渡海之間、致御共遂宿直」など見え、斯波氏経帰京の記述はない。

ここで前述した川添昭二氏の研究を見ると、九州関係の斯波氏経直接発給文書が第1表等として整理・指摘されて

いる。これらの史料を「史料一」の日付以降に注目して通覧すると、たとえば「宗像社家文書惣目録」の中に次のような関連文書を確認できる。

(一) 筑前国宗像社領宮永・片隈田地三町分の文書として、貞治二年六月八日の將軍足利義詮下文を受けたと思われる「一通 修理大夫氏経御施行 貞治二年十月二十一日 但九州探題七條殿也」

(二) 筑前国宗像社領赤馬領家方文書として、「一通 為兵糧料所修理大夫殿預状 貞治二年十月廿日 但七條殿氏経預状」

ここからは斯波氏経による施行状や預状の発給という行為を「史料一」の日付以降にも確認できるが、実は斯波氏経は貞治二年(一三六三)五月二十四日付で、戸次直光が降参につきて避り渡した所領の替地の事を厳密に沙汰すべきこと、京都に注進することを田原氏能に伝えている(入江文書、『南北朝遺文九州編』四四八九号)。

前章までの検討結果をふまえて斯波氏経のこれらの活動を見ると、特に預状の発給行為や替地の沙汰など現地に滞在する中でなされたものと見る余地が出てくるのではなからうか。このような理解は、四章までに検討してきた「史料二」の記述とも矛盾しないだけでなく、逆に「史料一」の記述に再検討をせまるものではなからうか。

これらの点から考えると、貞治二年(一三六三)五月二日の日付を持つ「史料一」によって、斯波氏経の帰京を論じることには慎重な検討が必要ではなからうか。

六 おわりに

最後に以上の検討結果を簡単に整理して結びとしよう。「史料一」の傍線②④に見える大内弘世の幕府方としての九州渡海および九州からの帰国の記事は、「史料二」の記述と整合性をもたない部分がある事を確認した。具体的には、「史料一」は後の史料に収録されている文書写であるのに対して、「史料二」は同時代の証判を得た文書原本であること、右の二つの史料で同じ時期の出来事として記されている

と小論で判断した菊池武光方退散、大内弘世帰国について、「史料一」では矛盾なく説明できないことから考えて、「史料二」の内容は「史料一」の記述によって修正すべき点のあることを確認する結果となった。

したがって、「史料一」を根拠に大内弘世の九州渡海および九州からの帰国時期そして斯波氏経の帰京時期を議論することに關しては再検討の必要があるというのが小論の結論になる。

ただし、「史料一」の年月日のうち、貞治二年を貞治三年の誤りとするならば、少なくとも大内弘世の幕府方としての九州渡海、同人の九州からの帰国の各時期について問題は生じないことになる。

(注)

(1)、ここで問題としている「舊典類聚」は、東京大学史料編纂所所蔵のものである。同所のデータベースで確認すると、謄写本として二種類を確認できる。番号で示すと、① 2040.1・34と② 2040.1・27である。「山田聖栄自記」は①の第十一冊、②の第十五冊に該当し、②は弘化五年二月伊集院兼誼写とする。本文で言及した『大日本史料』所収のものは、「舊典類聚十一上」(四三頁)との記述があることから、①によるものと思われる。

ただし、注意しておきたいのは、『鹿児島県史料集 VII 薩摩国阿多郡史料 山田聖栄自記』所収の「山田聖栄自記」に關する「はしがき」(五味克夫氏執筆)に、「別に東京大学史料編纂所の『大日本史料』六・七編にはその一部宛を、関係史料として分載しているが、これは旧典類聚収録のものにより、文体も整い、文意もとり易い。しかしそのことから直にこれをもって山田聖栄自記の決定版とすることは出来ない。恐らくこれはもつとも整えられた形のものであろうが、原本(自筆本)との距離は案外遠いものかもしれない」(三九頁)と記されていることである。

五味克夫「『山田家文書』と『山田聖栄自記』補考」(『鹿大史学』三一号、一九八三年)四二頁注(1)による

と、「旧典類聚本はその奥書からみて幕末、伊集院兼誼が島津清大夫家（彦太夫久富は同家三代目）蔵本を書写したもので、それに文政五年伊地知季安が大山定清本を以て書写した系図目安を首部に加えている」という。

(2)、一九六七年。

(3)、この文書については最近、和田秀作氏の史料紹介「『譜録』佐々木七兵衛佐良の翻刻と紹介」（『山口県文書館研究報告』三十九号、二〇一二年）一二五頁で、「譜録」佐々木七兵衛佐良所収のものが報告されている。

(4)、前者は前掲注(1)参照、後者は『千台』二五号（一九九七年）所収である。

(5)、「中世後期の日記の特色についての覚書」（『日本研究』四四号、二〇一一年）。

(6)、「新田神社関係資料について」（『千台』二七号、一九九九年）四一、四九頁。

(7)、一九九二年。参考までに、大内弘世の帰服および九州渡海に関する『北九州市史 古代・中世』（一九九二年）六三―六三二頁の記述を見ると、大内弘世は「貞治二年（一三六三）十一月には武家方として規矩郡合戦に加わっている。（「第七表」参照）。弘世が武家方に転じたのは、この規矩郡合戦の途中のことだった。貞治二年春には、幕府側に降って斯波氏経を助けている」と記している。

貞治二年十一月に大内弘世が武家方であったことは本文所掲「史料二」の傍線⑩で確認する通りである。ところが、『北九州市史 古代・中世』はそれに続けて弘世が武家方、つまり幕府方に転じた時期について、本文所掲「史料一」つまり『大日本史料』第六編二十五、四三頁を典拠として、「貞治二年春には」と記し、続けて弘世は「幕府側に降って斯波氏経を助けている」と記している。

ここで確認したいのは、弘世の幕府方への帰服が、具体的にどのような形で「斯波氏経を助け」る行動として現れたのか、という点である。しかし、「史料二」の記述に従う限り、すでに本文で述べたように「貞治二年春」に大内弘世が幕府方として九州に渡海するという形で斯波氏経を

助けている事実は確認できないのである。

大内弘世が幕府方に降った時期が「貞治二年春」という点については、『大日本史料』第六編二十五、四一―四二頁所収の貞治二年三月日付の史料に見える日下の「沙弥」が大内弘世と判断できることから問題ない。小論で検討しているのは、大内弘世が幕府方に帰服した時期とあわせて、幕府方として九州に渡海した時期（または九州渡海という形で斯波氏経を助けた時期）であるという点を確認しておきたい。

以上の検討から改めて注意しておくべきなのは、大内弘世が幕府方に降った時期と、弘世が幕府方として九州に渡海した時期は、必ずしも一致しなくてもよいのではないかと、ということである。

(8)、「別駕」は副太守の唐名または諸国の介の意ということについて、伊藤幸司「偽大内殿使考―大内氏の朝鮮通行と偽使問題―」（『日本歴史』七三一号、二〇〇九年）一七頁参照。「大内別駕」つまり大内介の意。

(9)、「鎮西管領斯波氏経・渋川義行」（渡辺澄夫先生古希記念事業会編『九州中世社会の研究』一九八一年）。以下、特に断らない限り、川添氏の斯波氏経に関する指摘は同論文によることとする。なお、帰京の時期については同論文一三四頁参照。ここでは、「山田聖栄自記」所収の貞治二年（一三六三）五月二日付島津師久請文（小論で掲出した「史料一」にあたる）が典拠である。

佐藤進一氏の『室町幕府守護制度の研究―南北朝期諸国守護沿革考証編―』（東京大学出版会、一九八八年）一六四―一六五頁を見ると、『大日本史料』第六編二十五、四三頁の「舊典類聚」所収貞治二年五月二日付島津「師久訴陳申状」に見える「無幾程弘世依帰国」の記述を示し、弘世帰服の時期を太平記一本によって貞治二年とみてよいとの指摘がある。

（補注）ここで前稿「南北朝期防長守護覚書（一）」（『宇部工業高等専門学校研究報告』五八号）で言及した「正員」について補足しておきたい。なお、これは和田秀作氏の指摘をうけてのものである。

石井良助氏の『中世武家不動産訴訟法の研究』（弘文堂書房、一九三八年）所収の索引をみると、一八、一二三、一五二、三八六の各頁で確認できる。内容は、代理人を代官、本人を正員とするというもの（一八、三八六頁）、正員（本人）（一二五頁）などに見える。なお、索引では「せ」で立項されている。

佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第1巻 鎌倉幕府法』（岩波書店、一九五五年）では、追加法一〇、五六二、五九一の各条に見え、一二〇と五九一の各条は『中世政治社会思想 上』（岩波書店、一九七二年）に収録されている。その頭注を見ると、正員を地頭本人（一二〇条、一〇三頁）、代官に対して本官、すなわち地頭（五九一条、読みは「しょういん」、八二頁）と記されている。

佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第2巻 室

町幕府法』（岩波書店、一九五七年）追加法四二条、『中世政治社会思想 上』の頭注を見ると、四二条では「しょういん」と読み、守護本人（一六二頁）としている。読みについて『邦訳日葡辞書』（岩波書店、一九八〇年）七八七頁では、シャウ（正）と見えている。

（後記）本稿は、科学研究費補助金（基盤研究（B）、「紛争解決制度化の比較史・前近代における「裁判」と「裁判外」」、研究代表者駒澤大学法学部教授北野かほる氏）による研究分担の成果の一部である。

最後になったが、本稿を成すに際しては、山口県史編さん室中世部会の各位に多大な御教示をいただいた。ここに明記してお礼を申し上げる次第である。また、東京大学史料編纂所データベースを利用したところがある。あわせてお礼を申し上げる次第である。